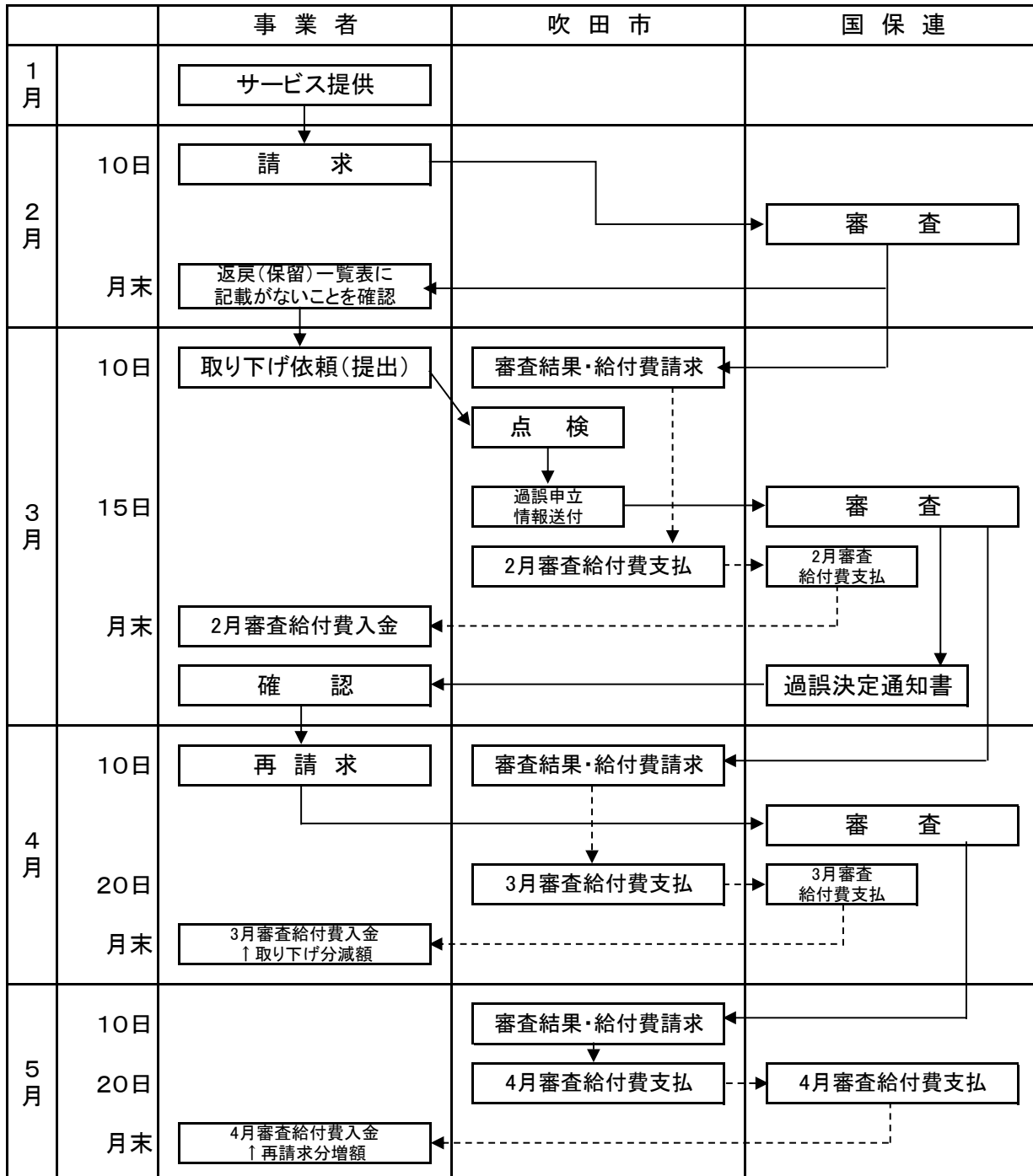


取り下げ・再請求の流れ(サービス提供～請求～取り下げ～再請求を最短で行う場合を仮定)

■通常過誤■

- ・通常過誤は、給付実績の取り下げのみを行うものです。
- ・当該請求について正しい請求をする必要がある場合には、国保連合会から送付される「過誤決定通知書」を確認してから再請求を行ってください。



※通常過誤の場合、最短例では取り下げ依頼までに時間がないため、実際はもう一月取り下げ依頼が後になることが多いと思われます。

※給付管理票の修正も行う必要があるときは、3/10締め切りの国保連請求時に給付管理票の修正を行ない、取り下げ手続き等を翌月にずらしてください。